

## 見込受験資格認定証が交付された後に必要な手続きについて

### 1 はじめに

- この資料は、見込受験資格認定証の交付を受け、保育士試験を受験した方を対象に、交付後に必ず行っていただく手続きおよび注意事項をまとめたものです。
- 見込受験は、試験を受験しただけで手続きが完了するものではありません。
- 受験から1年経過後、実務経験要件を満たしたか否かにかかわらず、必ず以下の2または3のとおり滋賀県子ども若者部子育て支援課へ報告してください。

### 2 実務経験要件を満たした場合の手続

#### (1) 実務経験要件

- 試験実施月から1年以内に、実務経験2年以上かつ2,880時間以上を満たす必要があります。

#### (2) 必要な手続

- 実務経験要件を満たした場合は、勤務先施設から証明書を取得し、滋賀県子ども若者部子育て支援課へ提出してください。

#### (3) 提出期限

- 実務経験要件を満たした日から1か月以内

### 3 実務経験要件を満たせなくなった場合の手続

- 退職、休職、勤務時間の減少等により、実務経験要件を満たせないことが明らかになった場合は、「保育士登録資格喪失報告書」により速やかに滋賀県子ども若者部子育て支援課へ報告してください。

### 4 試験実施月から1年経過後の注意事項

- 1年以内に実務経験要件を満たせなかった場合、当該試験での科目合格（仮合格）は無効となります。
- 次回以降の試験を受験する場合は、改めて受験資格認定の申請が必要です。

### 5 提出先・問合せ先（滋賀県から見込受験資格認定証を交付された方）

- 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県子ども若者部子育て支援課 保育士試験担当宛て
- お電話でのお問合せの場合は【077-528-3553】、メールでのお問合せの場合は【jc00@pref.shiga.lg.jp】へ御連絡ください。